

名古屋港（民有施設を除く）における商用撮影について

名古屋港管理組合（以下「組合」という。）は、名古屋港（民有施設を除く）における商用撮影についての要件を定めました。撮影をお考えの方は、本文を確認のうえ、ご連絡ください。

1 はじめに

名古屋港内の施設の多くは、港湾荷役作業や旅客の乗降を目的としたものです。しかしながら、港湾利用者の PR のための撮影など一定の需要もあることから、本来の目的を阻害しない範囲において撮影を認めていくこととします。

岸壁など水際での撮影については、船舶等の着岸がある場合は、原則認めません。船舶等の着岸が確定するのは、着岸予定日の前日（着岸予定日が月曜日の場合は前週の金曜日）の午後です。また、気象等により、着岸スケジュールに変更があった場合には、撮影当日であっても撮影を取り消させていただく場合があります。港湾の特殊性をご理解いただいたうえで撮影をご検討ください。

2 問合せ先

名古屋港での商用撮影は、名古屋港管理組合 広報担当 又は 各施設を管理する指定管理者 までお問い合わせください。

名古屋港管理組合 広報担当

〒455-0033 名古屋市港区港町 1 番 11 号

電 話 052-654-7839

メール kouhou@union.nagoyako.lg.jp

場 所	指 定 管 理 者
港湾施設（岸壁、道路等）	名古屋港埠頭株式会社 〒455-0848 名古屋市港区金城ふ頭 3 丁目 1 電話 052-398-0504
名古屋港水族館	公益財団法人名古屋みなと振興財団 〒455-0033 名古屋市港区港町 1-3 電話 052-654-7080（水族館、ポートビル、ふじ） 052-652-7151（臨港緑園）
名古屋港ポートビル	
南極観測船ふじ	
ガーデンふ頭臨港緑園	

場 所	指 定 管 理 者
堀川東緑地	公益財団法人名古屋港緑地保全協会 〒455-0013 名古屋市港区港陽一丁目 1-69 電話 052-659-0861
大手ふ頭緑地	公益財団法人名古屋港緑地保全協会 〒455-0013 名古屋市港区港陽一丁目 1-69 電話 052-659-0861
稲永緑地	
金城ふ頭中央緑地	
金岡緑地	
木場東緑地	
木場南広場	公益財団法人名古屋港緑地保全協会 〒455-0013 名古屋市港区港陽一丁目 1-69 電話 052-659-0861
楠広場	
楠緑地	
楠南広場	
東浜中央緑地	
富浜緑地	株式会社日誠 〒478-0000 愛知県知多市緑浜町 2 番地 電話 0562-56-3980
北浜緑地	
南浜緑地	
新舞子マリナーパーク	公益財団法人名古屋港緑地保全協会 〒455-0013 名古屋市港区港陽一丁目 1-69 電話 052-659-0861
中川口緑地	
新宝緑地	
船見緑地	
堀止緑地	株式会社ダイイチ 〒478-0000 愛知県知多市緑浜町 2 番 5 電話 0562-56-1500
新舞子ボートパーク	
ウッドフレンズ名古屋港 ゴルフ倶楽部	株式会社ウッドフレンズ 〒498-0069 愛知県弥富市富浜一丁目4 番 電話 0567-68-6651

3 要 件

組合が調整する場所での撮影は、以下を要件とします。

(1) 適用範囲

本要件は、次の撮影について適用します。

- ア 映画、テレビドラマ、コマーシャル（スポットCMを含む。）、プロモーションビデオ等の撮影
- イ テレビ局の制作する番組等の撮影
- ウ 広告、ポスター、カレンダー、パンフレット、雑誌等の制作のために行う撮影
- エ 教材、その他広報資料等の作成のために行う撮影
- オ その他組合が撮影と見なすもの（音声録音等）

(2) 用語の定義

用語の定義は、次によります。

- ア 「広報腕章（白）」とは、組合がこの要領に基づき認められた撮影であることを示すために貸与する腕章をいいます。
- イ 「撮影者」とは、撮影を行う制作会社、撮影の進行管理及び会社との窓口業務を行うロケーションコーディネーター等をいいます。
- ウ 「撮影参加者」とは、出演者、エキストラ、スタッフ、広告代理店（クライアント等を含む。）の撮影に参加又は立会いを行う全ての関係者をいいます。

(3) 撮影内容

次の撮影内容は、原則認めません。

- ア 火気、爆発物を使用する内容
- イ 大音響、大音量を伴うもので、周辺に悪影響を及ぼす恐れのある内容
- ウ 撮影の対象物として、車両を走行させる行為が伴う内容
- エ 工作物又は重量物の設置や大きなスペースを占拠する内容
- オ 著しく公序良俗に反すると認められる内容又は名古屋港のイメージダウンにつながると想定される内容
- カ 施設の損傷及び汚損の恐れがあり、安全性の確保の観点から不相当と認められる内容

(4) 撮影相談

ア 撮影者は、電話、メール等で組合に連絡し、希望する撮影の内容について、撮影を行おうとする日の原則20日前までに、次の各号に掲げる書類（以下「相談書類」という。）を組合に提出しなければなりません。

なお、提出に当たっては、撮影者の責任において関係する法令の遵守及び関係者との調整をしてください。

- (ア) 撮影内容が確認できる企画書等の説明文書（別紙）
- (イ) 撮影スケジュールが確認できる進行表などの説明文書

イ 撮影者は、相談書類の提出方法について、事前に組合に対し確認を行うとともに、その指示に従わなければなりません。

ウ 組合は、相談書類を受領した場合に、撮影の目的、内容、日時、場所、人員等について審査を行い、その結果を撮影者に伝えるものとします。

エ 組合は、撮影に当たり、内容に応じて追加の書類提出を求め、また、必要な条件を付すことができるものとします。この場合にあつては、組合は撮影者に対しその旨を通知し、撮影者は合意したうえでなければ、撮影することができません。

オ 撮影者は、悪天候などの理由により撮影ができない場合への対応として、撮影日の予備日を設ける場合には、予め組合に相談しなければならないものとします。

(5) 撮影可能場所

撮影のために使用できる場所は、組合が認めた場所に限るものとします。ただし、一部に撮影禁止場所がある場合は、予め、組合はその旨を撮影者に伝え、また、撮影者はその指示に従わなければなりません。

(6) 撮影に際しての施設使用料

撮影者が有料施設（指定管理者の管理する施設を含む。）を使用する場合、施設に応じて使用料を求めることがあります。

(7) 現場責任者

ア 撮影者は、撮影を実施するにあたり、現場責任者を定めなければなりません。

イ 現場責任者は、撮影を安全かつ円滑に実施するため、撮影者及び撮影参加者を指揮及び監督をしなければなりません。

(8) 撮影に際しての留意点

ア 撮影者は、事前に組合が認めた撮影日時、場所等で撮影をしなければなりません。

イ 組合は、現場責任者に、「広報腕章（白）」を貸与します。現場責任者は、組合が認めた場合を除き、貸与した腕章を着用しなければなりません。

ウ 現場責任者及び撮影者は、組合が貸与した腕章の紛失又は破損が無いよう、責任を持ってその管理に努めなければなりません。

エ 現場責任者及び撮影者は、撮影中に事故又はトラブルが発生しないよう、必要な処置を講ずる等、安全管理に努めなければなりません。そのために必要な備品等及び警備に要する人員の手配は撮影者が行わなければなりません。

オ 現場責任者及び撮影者は、撮影において問題が発生したときは、速やかに組合に報告するとともに、組合の指示に従わなければなりません。

- カ 撮影時の立入りは、撮影に直接関係する者（タレント、撮影スタッフ等）とし、原則一斉入場及び一斉退場できる者に限るものとします。見学者等は認めません。
- キ 撮影場所に入場する車両は、必要最小限とします。
- ク 撮影時間（撤収及び入退場時間を含む。）は、原則平日（開庁日）の9時～17時に限り、閉庁日（土曜、日曜、祝祭日、年末年始）の撮影は、認めません。
- ケ 撮影行為によって発生したゴミ、廃棄物等は、必ず撮影者で撤去・片付けを行い、事後の清掃を徹底しなければなりません。撮影場所での喫煙は厳禁とします。
- コ 撮影に要する電源は、撮影者で用意しなければなりません。撮影場所内の電源設備等の使用は認めません。
- サ 撮影時は、他の施設利用者等に迷惑が及ばないように十分配慮し、必要に応じて他の施設利用者等へ撮影を行っている旨周知しなければなりません。
- シ 撮影時に近隣や施設利用者から苦情が寄せられた場合には、直ちに適切な対応をし、その旨を組合に報告しなければなりません。

（9）撮影内容の変更

- ア 撮影者は、撮影内容に変更が生ずる場合は、速やかに組合に報告し、変更の了承を得なければなりません。ただし、撮影当日の変更は、原則認めません。
- イ 組合は、撮影内容の変更について、改めて審査を行い、撮影者にその結果を伝えるものとします。
- ウ 撮影者は、撮影内容の変更については、組合の指示に従わなければなりません。

（10）原状回復

- ア 撮影者は、撮影終了後の撮影現場の原状回復並びに清掃等を速やかに行わなければなりません。そのために必要な備品等並びに清掃に要する人員の手配は、撮影者が行わなければなりません。
- イ 撮影者は、原状回復後の撮影現場について、組合に報告しなければなりません。

（11）撮影の中止又は延期

組合は、撮影を認めた日時に、悪天候又は災害等による緊急対策等が生じた場合又は撮影の実施が港湾の管理運営上支障が生じ、若しくはその恐れがある場合、撮影前又は撮影中において、撮影の中止又は延期をさせることができます。この場合にあつては、撮影者は組合の指示に従わなければなりません。

（12）撮影の振替

組合は、組合の都合により撮影を中止若しくは延期をさせた場合又は予め撮影予備日を認めた場合においては、撮影日の振り替えを認めるものとします。

(13) 禁止行為

撮影者及び撮影参加者は、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- ア 組合が認めた場所以外で撮影を行うこと。
- イ 組合が撮影のために認めた場所を、撮影以外の目的で使用する事。
- ウ 港湾事業者、一般来港者等に対し、迷惑を及ぼす行為をすること。
- エ 組合の了承を得ず、次の行為をすること。
 - (ア) 組合の施設等に商号、商標又は広告その他これに類する表示をすること。
 - (イ) 撮影する場所に造作すること。
 - (ウ) 撮影機材以外のものを持ち込むこと。
 - (エ) 組合の備品等を使用又は移動すること。
 - (オ) 組合の電源等の設備を使用すること。
 - (カ) 立入禁止区域に立ち入ること。
- オ その他組合が不相当と判断する行為を行うこと。

(14) 違反した場合の措置

組合は、撮影者及び撮影参加者がこの要領に違反したとき又は組合の指示に従わないときは、直ちに撮影を中止させ退去を求める等、必要な措置を講ずることができるものとします。

(15) 不正行為等を行った撮影者に対する取扱

次の不正行為又は不誠実な対応を行った撮影者は、今後、撮影を認めません。

- ア 撮影によって施設を損壊したにもかかわらず、原状回復の指示に応じない。
- イ 撮影の相談をし、組合が認めたにもかかわらず、連絡をしない一方的なキャンセル
- ウ 撮影の相談をせず撮影を実施又は組合が了承した範囲以外の場所で撮影の実施
- エ 近隣や施設利用者からの苦情申し立て等、緊急の場合において、撮影中止を含めた指示に従わず、撮影を強行

(16) 損害賠償

- ア 撮影者及び撮影参加者が、故意又は過失により撮影場所、設備等を破損、汚損、亡失その他の行為により、組合、港湾事業者その他第三者に損害を与えた場合は、撮影者は直ちにその旨を組合に報告するとともに、速やかに当該損害を賠償しなければなりません。
- イ 撮影者及び撮影参加者は、港湾事業者その他第三者の故意又は過失により生じた損害について、組合に対し当該損害の賠償を請求をすることができません。
- ウ 撮影相談（変更の場合を含む。）の審査結果並びに（11）及び（14）の措置により、撮影者及び撮影参加者に生じた損害について、撮影者及び撮影参加者は、組合に対し当該損害の賠償の請求をすることができません。